

# 長崎県市町消防広域化推進計画

## 参考資料編

資料編の表(1)～表(22)の出典（表(12)は別途作成）：平成 20 年度版長崎県消防防災年報（なお、消防防災年報は以下の調査結果データを使用）

- (1)平成 20 年火災及び火災による死者の調査（消防庁）〔表(13)～表(15)〕
- (2)平成 20 年度消防防災・震災対策現況調査（消防庁）〔表(1)～表(11)〕
- (3)平成 20 年度救急業務調査（消防庁）〔表(16)～表(22)〕
- (4)平成 18 年市町村消防施設整備計画実態調査（消防庁）〔表(11)〕

資料編の表(23)は県市町振興課作成による。

## 【 参 考 資 料 編 】

1	消防組織法（抜粋）	1
2	市町村の消防の広域化に関する基本指針	3
3	広域化によるメリット	9
4	消防の現況	
	（1）市町村の消防組織の現況	11
	（2）消防職員及び消防団員数の推移	11
	（3）消防吏員及び消防団員の年齢階層別構成比	12
	（4）年齢別消防吏員数	12
	（5）在職年齢別消防吏員数	13
	（6）消防機械保有数	13
	（7）消防機械保有数の推移	14
	（8）消防・救急業務用無線通信施設及び火災通報施設	14
	（9）消防・救急業務用無線通信施設及び火災通報施設の推移	15
	（10）常備消防の概要	16
	（11）消防力の充足状況	17
	（12）長崎県常備消防体制一覧表	18
	（13）火災の概要	19
	（14）出火件数	19
	（15）出火原因	20
	（16）救急業務実施体制	21
	（17）救急業務実施状況	22
	（18）最近10年間の救急活動状況	23
	（19）事故種別・年齢区分別搬送人員	24
	（20）事故種別・傷病程度別搬送人員	24
	（21）現場到着所要時間別出場時間	25
	（22）収容所要時間別搬送人員	25
	（23）平成19年度消防費にかかる基準財政需要額	25
5	現在までの取組み	
	（1）長崎県市町消防広域化推進協議会	26
	（2）現在までの取組み経過	30
	（3）消防圏現況図及び検討された5案	32～37

## 消防組織法

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとする)又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(平一八法六四・追加)

(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(平一八法六四・追加)

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(平一八法六四・追加)

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画(以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。)を作成するものとする。

- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(平一八法六四・追加)

(国の援助等)

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

- 2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(平一八法六四・追加)

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針

平成十八年七月十二日  
消防庁告示第三十三号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針

### 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

#### 1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にある。

また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

#### 2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

### 3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

#### (1) 消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

#### (2) 広報及び普及啓発

広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

#### (3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は情報提供し、関係者における広域化に関する理解の促進を図る。

#### (4) 相談体制の確保充実

広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

#### (5) 財政措置

都道府県に対して、推進計画の策定に要する経費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、広域化対象市町村に対して、当該市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずる。

## 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかななければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

### (1) 都道府県の推進計画の策定の期限

都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。

(2) 市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内（平成二十四年度まで）を目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。

② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。

③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。

② さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、2に基づき定めること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、3に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村

の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

## 2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

### (1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

### (2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

## 3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

## 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

## 2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合（以下「組合」という。）又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

## 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

### （1） 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

### （2） 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## 4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

## 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団

を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

## 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

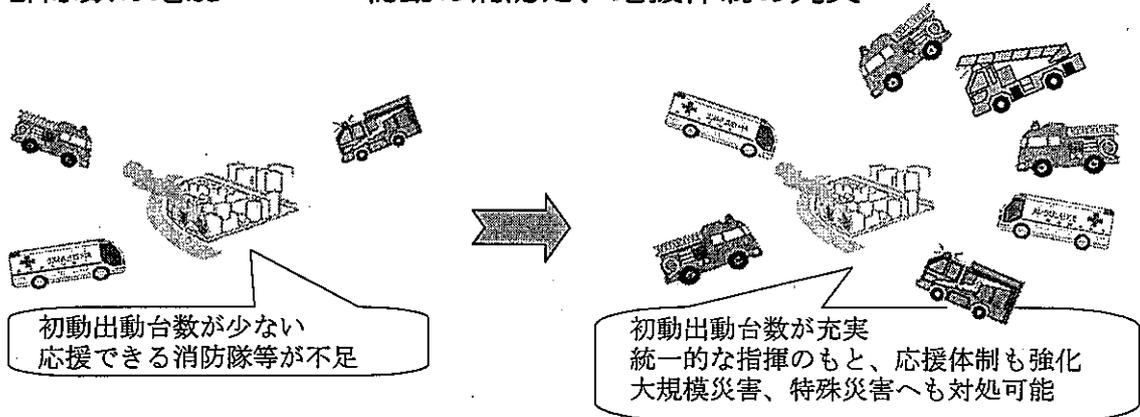
## 3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

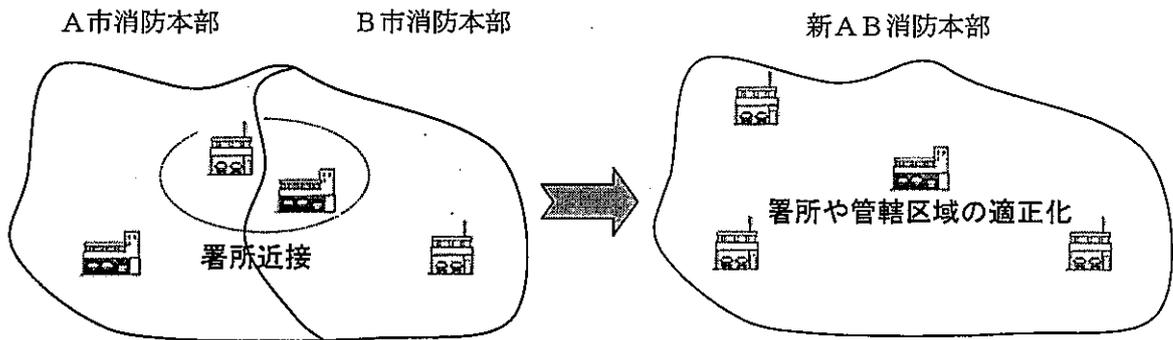
# 広域化によるメリット

## ○ 住民サービスの向上

- ・ 部隊数の増加 ⇨ 初動の消防力、増援体制の充実

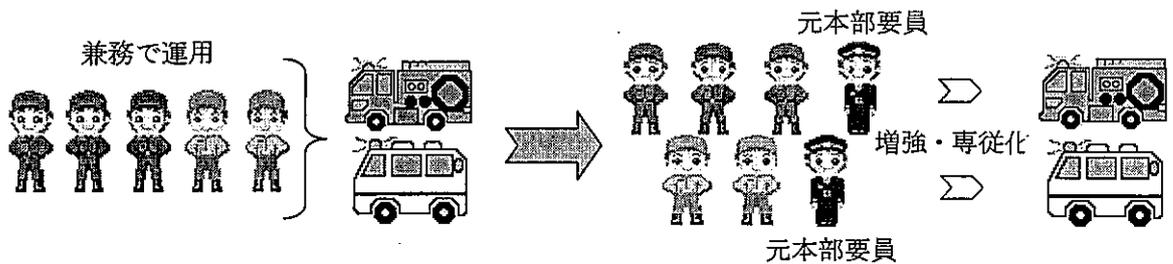


- ・ 消防署所の配置や管轄区域の適正化 ⇨ 現場到着時間が短縮

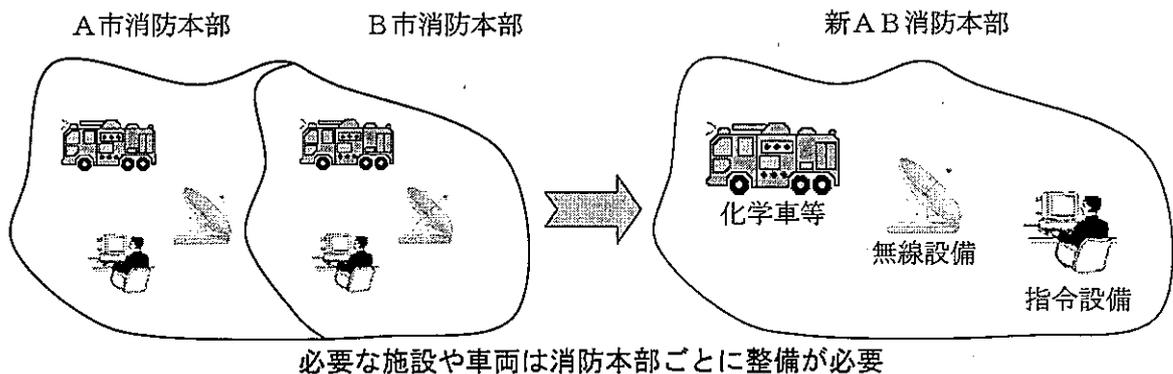


## ○ 消防体制の効率化

- ・ 本部要員の効率化 ⇨ 現場要員の増強、救急要員等の養成・専従化等



- ・ 重複投資の回避 ⇨ 経費の節減



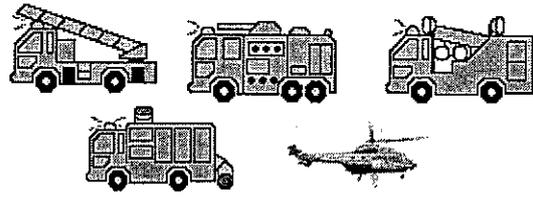
## ○ 消防体制の基盤の強化

- 財政規模の拡大 ⇨ 高度な消防設備、施設等の整備

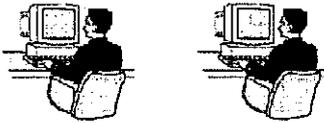


必要最小限の車両を整備

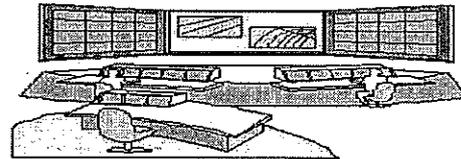
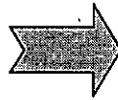
+



特殊車両等を計画的に増強整備可能



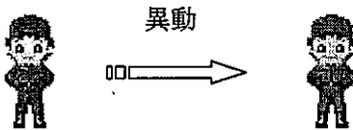
個別に小規模な設備を整備



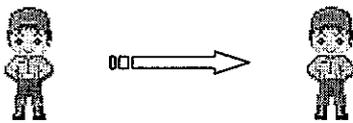
高機能な設備を一元的に整備可能

- 組織、人員規模の拡大 ⇨

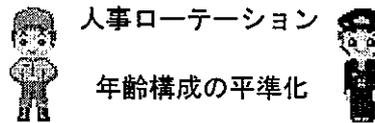
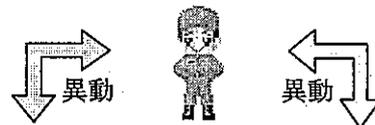
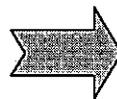
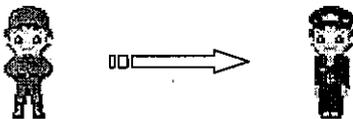
適切な人事ローテーションによる組織の活性化



人事の硬直化



年齢構成が不均衡



専門性を高めながら職員の総合能力が向上

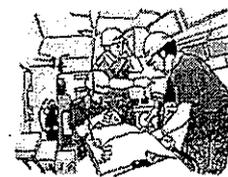
- 予防業務・救急業務の高度化・専門化



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

(1) 市町の消防組織の現況

区 分		平成19. 4. 1 現 在 A	平成20. 4. 1 現 在 B	増 B	減 A	対前年比 B / A × 100
常 備 消 防	消 防 本 部	10	10		0	100.0
	消 防 署	17	17		0	100.0
	出 張 所	(1) 68	69		1	101.5
	消 防 吏 員	(8) 1,680	1,673		12	100.7
	消 防 職 員 計	17 (8) 1,697	16 1,689		△ 1 10	89.5 100.6
	消 防 団	23	23		0	100.0
非 常 備 消 防	分 団	782	771		△ 11	92.0
	消 防 団 員	21,455	21,132		△ 323	98.9

(2) 消防職員及び消防団員数の推移

区 分	消 防 職 員			消 防 団 員
	消 防 吏 員	そ の 他 の 職 員	計	
平 成 11 年	(8) 1,644	11	(8) 1,655	22,964
平 成 12 年	(8) 1,648	10	(8) 1,658	22,877
平 成 13 年	(8) 1,647	10	(8) 1,657	22,733
平 成 14 年	(8) 1,657	9	(8) 1,666	22,530
平 成 15 年	(8) 1,651	9	(8) 1,660	22,350
平 成 16 年	(8) 1,658	15	(8) 1,673	22,203
平 成 17 年	(8) 1,669	19	(8) 1,688	21,989
平 成 18 年	(8) 1,668	19	(8) 1,687	21,763
平 成 19 年	(8) 1,680	17	(8) 1,697	21,455
平 成 20 年	1,673	17	1,689	21,132

※ ( ) 内は伊万里市消防本部福島分署の数

## (3) 消防吏員及び消防団員の年齢階層別構成比

(平成20年4月1日)

区 分	消 防 吏 員		消 防 団 員	
	人 員	構 成 比 (%)	人 員	構 成 比 (%)
20 歳 未 満	30	1.8	57	0.3
20 ～ 29	296	17.7	4,546	21.5
30 ～ 39	304	18.2	8,262	39.1
40 ～ 49	295	17.6	5,854	27.7
50 ～ 59	748	44.7	2,102	9.9
60 歳 以 上			311	1.5
計	1,673	100.0	21,132	100.0

※消防吏員数は松浦市の一部（旧福島町区域）を除く。

## (4) 年齢別消防吏員数

(平成20年4月1日)

消防本部名	区分											合 計	平 均 年 齢
	20歳 未 満	20歳 S 24歳	25歳 S 29歳	30歳 S 34歳	35歳 S 39歳	40歳 S 44歳	45歳 S 49歳	50歳 S 54歳	55歳 S 59歳	60歳 以 上			
県 計	30	152	144	169	135	113	182	387	361	0	1,673	42.8	
長 崎 市	6	32	32	35	52	53	48	124	110	0	492	44.7	
佐 世 保 市	4	21	26	31	36	36	56	82	56	0	348	43.6	
平 戸 市	2	13	7	7	2	9	5	6	23	0	74	41.1	
対 馬 市	2	9	4	8	7	5	11	29	7	0	82	42.5	
壱 岐 市	3	4	2	7	5	5	6	14	17	0	63	44.5	
五 島 市	3	13	12	11	9	2	7	13	23	0	93	40.4	
新上五島町	0	8	2	6	2	0	7	25	12	0	62	45.6	
県央（組）	3	30	37	37	17	0	27	40	48	0	239	40.2	
島原（組）	4	16	13	11	1	1	9	39	54	0	148	45.6	
松浦（組）	3	6	9	16	4	2	6	15	11	0	72	39.8	

## (5) 在職年齢別消防吏員数

(平成20年4月1日)

区分 消防本部名	消防本部名							
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
県計	234	119	174	98	138	198	712	1,673
長崎市	50	28	50	29	63	69	203	492
佐世保市	41	19	32	22	46	63	125	348
平戸市	19	5	5	2	15	2	26	74
対馬市	11	3	7	10	0	7	44	82
壱岐市	7	4	3	6	4	10	29	63
五島市	21	7	15	2	8	3	37	93
新上五島町	8	3	6	1	0	4	40	62
県央(組)	41	31	40	12	0	27	88	239
島原(組)	21	14	3	8	0	6	96	148
松浦(組)	15	5	13	6	2	7	24	72

## (6) 消防機械保有数

区分	消防本部・署				消防団			
	平成19.4.1 現在 A	平成20.4.1 現在 B	B-A	対前年比(%) B/A×100	平成19.4.1 現在 A	平成20.4.1 現在 B	B-A	対前年比(%) B/A×100
普通消防ポンプ自動車	66	66	0	100.0	296	288	△8	97.3
水槽付消防ポンプ自動車	40	40	0	100.0	10	10	0	100.0
はしご付消防ポンプ自動車	15	15	0	100.0				
屈折はしご付消防ポンプ自動車	2	2	0	100.0				
化学消防自動車	9	9	0	100.0				
救急自動車	86	87	1	101.2				
指揮車	20	20	0	100.0	28	30	2	107.1
消防艇	1	1	0	100.0				
救助工作車	17	15	△2	88.2				
小型動力ポンプ	6	5	△1	83.3	1,063	1,049	△14	98.7
その他の消防自動車	71	73	2	102.8	59	42	△17	71.2

(7) 消防機械保有数の推移 (平成11年～平成20年)

区 分		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
消 防 本 部 ・ 消 防 署	普通消防ポンプ自動車	76	74	73	73	70	68	68	67	66	66
	水槽付消防ポンプ自動車	35	36	37	37	38	37	37	38	40	40
	はしご付消防ポンプ自動車	11	12	13	16	14	14	15	15	15	15
	化学消防自動車	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9
	救急自動車	84	84	84	84	84	85	84	86	86	87
	指揮車	25	25	25	25	26	27	25	20	20	20
	消防艇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	小型動力ポンプ	26	8	7	7	4	4	4	4	6	5
その他の消防自動車	49	50	55	57	65	90	65	75	71	73	
消 防 団	普通消防ポンプ自動車	289	286	285	295	295	294	296	296	296	288
	水槽付消防ポンプ自動車	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	指揮車	22	25	25	24	24	18	25	27	28	30
	小型動力ポンプ積載車	853	810	814	807	812	797	822	831	838	837
	小型動力ポンプ	1,134	1,109	1,094	1,099	1,100	1,071	1,088	1,059	1,063	1,049
その他の消防自動車	21	30	28	30	29	23	24	30	59	42	

(8) 消防・救急業務用無線通信施設及び火災通報施設

区 分		平19.4.1 (A)	平20.4.1 (B)	増減 B - A	対前年比(%) B / A × 100
消 防 用 ・ 救 急 業 局	固定局	112	114	2	101.8
	基地局	66	68	2	103.0
	移動局	734	745	11	101.5
救急指令装置		12	12	0	100.0
電 話	計	778	764	△ 14	98.2
	火災報知専用電話	205	205	0	100.0
	消防電話	208	210	2	101.0
	加入電話	365	349	△ 16	95.6

(9) 消防・救急業務用無線通信施設及び火災通報施設の推移 (H11~H20)

区 分		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
消防用・救急業務局	固定局	157	175	175	191	192	193	193	193	112	114
	基地局	59	59	59	59	59	59	59	78	66	68
	移動局	707	669	667	693	726	729	722	727	734	745
救急指令装置		23	22	22	22	22	22	13	13	12	12
電 話	計	860	828	916	932	940	963	901	966	778	764
	火災報知専用電話	222	217	223	223	231	231	235	274	205	205
	消防電話	301	317	375	319	318	274	242	244	208	210
	加入電話	337	294	318	390	391	458	424	448	365	349

(10) 常備消防の概要

(平成20年4月1日現在)

区分	署所・職員				管内概要			施設の概要																		
	消防署数	出張所数	消防職員		面積(km <sup>2</sup> ) (18.10.1)現在	人口(人) (19.3.31)現在	世帯数 (19.3.31)現在	市町村数	消防施設																	
			消防吏員	その他の職員					普通消防車	ポンプ自動車	水槽付自動車	はしご付自動車	屈折はしご付車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車	救急自動車	指揮車	消防艇	救助工作車	小型動力ポンプ	その他車両	消防無線局			
消防本部	17	69	1,673	43.2	161,689	1,733	4,095.22	1,478,953	609,635	23	66	40	15	2	0	1	9	85	20	1	17	6	70	182	745	
県内消防本部計	3	21	492	44.7	1	493	527	455.79	224,331	3	25	5	3	1	0	0	1	16	4	1	3	0	12	39	150	
長崎市消防局	3	12	348	43.6	6	354	353	831.17	144,391	7	7	10	4	1	0	1	3	17	4	0	3	0	13	12	102	
佐世保市消防局	1	4	74	41.1	0	74	78	235.60	14,493	1	1	4	1	0	0	0	0	5	1	0	1	1	9	49	93	
平戸市消防本部	1	6	82	42.5	0	82	84	708.78	15,742	1	6	2	0	0	0	0	2	7	1	0	1	0	9	22	60	
対馬市消防本部	1	3	63	44.5	0	63	63	138.50	11,521	1	3	3	1	0	0	0	1	4	1	0	1	2	4	11	49	
奄岐市消防本部	1	5	93	40.4	5	98	110	420.77	20,826	1	7	1	1	0	0	0	1	7	1	0	1	0	1	3	34	
五島市消防本部	1	2	62	45.6	0	62	62	213.93	10,929	1	2	2	0	0	0	0	0	5	2	0	1	0	3	5	30	
新上五島町消防本部	3	8	239	40.2	1	240	231	580.95	102,407	3	8	6	4	0	0	0	1	11	4	0	3	0	9	15	111	
県央地域広域圏組合	2	4	148	45.6	1	149	145	317.10	42,382	2	5	4	1	0	0	0	0	8	1	0	2	2	8	18	76	
島原地域広域圏組合	1	4	72	39.8	2	74	80	192.63	13,633	3	2	3	0	0	0	0	0	5	1	0	1	1	2	8	40	
松浦地区組合																										

( 1 1 ) 消防力の充足状況

区 分		市町村消防施設整備計画実態調査 (平成18年4月1日現在)			現況調査 (平成20年4月1日現在)	
		基準数 A	現有数 B	充足率 (%) B/A	現有数 C	充足率 (%) C/A
消防本部	消防職員	2,691人	1,687人	62.7	1,689人	62.8
	消防ポンプ自動車	112台	98台	87.5	106台	94.6
消防団	消防団員	25,784人	21,763人	84.4	21,132人	82.0
	消防ポンプ自動車	314台	309台	98.4	298台	94.9
消防水利		20,245	15,163	74.9	20,099	99.3

- ※ 実態調査の消防水利数は、水利の面積算定の有効区域となる四角形（メッシュ）枠の合計であり、現況調査の消防水利の箇所数とは計上の基準が異なる。
- ※ 上記表における現況調査の消防水利の現有数は、消火栓の公設及び防火水槽の40立法メートル以上とする。

## (12) 長崎県常備消防体制一覧表

(平成20年4月1日)

消防本部別	広域	構成市町数	消防職員数	構成市町村
長崎市消防局 S23.3.7	事務委託 S47.4.1	1市2町	493人	受託委託 長崎市 長与町 時津町
佐世保市消防局 S23.3.7	事務委託 S48.4.1	2市5町	354人	受託委託 佐世保市 東彼杵町 川棚町 波佐見町 西海市 小値賀町 佐々町
平戸市消防本部 S46.4.1	単独 H17.10.1	1市	74人	平戸市
対馬市消防本部 S49.4.1	単独 H16.3.1	1市	82人	対馬市
壱岐市消防本部 S47.4.1	単独 H16.3.1	1市	63人	壱岐市
五島市消防本部 S48.4.1	単独 H16.8.1	1市	98人	五島市
新上五島町消防本部 S49.4.1	単独 H16.8.1	1町	62人	新上五島町
県央(組)消防本部 S47.4.1	一部事務 組合 S47.4.1	3市	240人	諫早市 大村市 雲仙市の一部(旧愛野町、吾妻町、千々 石町、小浜町、南串山町区域)
島原(組)消防本部 S46.4.1	一部事務 組合 S46.4.1	3市	149人	島原市 雲仙市の一部(旧国見町、瑞穂町区域) 南島原市
松浦(組)消防本部 S47.4.1	一部事務 組合 S48.4.1	2市2町	74人	松浦市 江迎町 鹿町町

## (13) 火災の概要

区 分	平成19年 (A)	平成18年 (B)	増 減 A-B=C	増減率 (%) C/B×100
総 出 火 件 数	664	660	4	0.6
建 物	359	379	△ 20	△ 5.3
林 野	59	47	12	25.5
車 両	50	49	1	2.0
船 舶	7	6	1	16.7
そ の 他	189	179	10	5.6
焼 損 棟 数	490	512	△ 22	△ 4.3
り 災 世 帯 数	302	398	△ 96	△ 24.1
り 災 人 員	1,040	1,040	0	0.0
焼 損 面 積				
建 物 ( m <sup>2</sup> )	17,500	17,999	△ 499	△ 2.8
林 野 ( a )	228	3,247	△ 3,019	△ 93
損 害 額 ( 千 円 )	940,011	1,067,854	△ 127,843	△ 12.0
死 者	25	32	△ 7	△ 22
負 傷 者	96	110	△ 14	△ 12.7

## (14) 出火件数

区分	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	(%)								
建 物	360	60	432	57	418	53	379	57	359	54
林 野	44	7	84	11	76	10	47	7	59	7.3
車 両	52	9	61	8	48	6	49	7	50	7.6
船 舶	11	2	14	2	14	2	6	1	7	1.1
そ の 他	134	22	169	22	238	30	179	29	189	28
計	601	100	760	100	794	100	660	100	664	100

(15) 出火原因（過去10年間の火災原因別ワースト5）

区 分 年度	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
平成10年	コンロ 94	たばこ 48	放火（放火の 疑い含む） 40	たき火 40	火遊び 35
平成11年	たき火 81	放火（放火の 疑い含む） 79	コンロ 58	たばこ 53	火遊び 37
平成12年	放火（放火 の疑い含 む） 81	コンロ 75	たき火 69	たばこ 67	火遊び 41
平成13年	コンロ 83	放火（放火の 疑い含む） 69	たき火 62	たばこ 59	火遊び 29
平成14年	たき火 110	コンロ 98	放火（放火の 疑い含む） 93	たばこ 72	火遊び 32
平成15年	コンロ 88	たき火 62	放火（放火の 疑い含む） 56	たばこ 50	ストーブ 25
平成16年	たき火 106	放火（放火の 疑い含む） ##	コンロ 100	たばこ 68	火入れ 34
平成17年	たき火 147	放火（放火の 疑い含む） 90	たばこ 83	コンロ 82	ストーブ 31
平成18年	たき火 105	コンロ 80	放火（放火の 疑い含む） 61	たばこ 55	火遊び 26
平成19年	たき火 118	コンロ 79	たばこ 55	放火（放火の 疑い含む） 47	火入れ 28

(16) 救急業務実施体制等の状況 (消防本部設置市町)

(平成20年4月1日)

区分 消防本部名	人口 (人) (平均調査人口)	面積 (km <sup>2</sup> )	救急体制						医療機関						救急業務 実施年月日		
			救急自動車			救急隊員数			救急告示医療機関			その他医療機関					
			保有台数	内予備車	内高規格	計	専任	兼任	内救命士	合計	国公立	公的	私的			小計	
													病院	診療所			
長崎市	526,988	455.76	16	4	12	178	76	102	44	710	3	2	15	0	20	690	S23.4.1
佐世保市	349,089	831.17	17	2	6	166	24	142	30	326	3	1	8	0	12	314	S29.4.1
平戸市	38,389	235.58	6	1	1	58	0	58	12	18	2	0	3	0	5	13	S46.4.1
対馬市	38,481	708.66	7	1	5	72	0	72	20	30	3	0	0	0	3	27	S47.8.1
苓岐市	31,414	138.45	4	1	3	49	0	49	16	22	1	0	1	0	2	20	S49.6.1
五島市	44,765	420.77	7	1	3	73	0	73	21	48	3	0	0	0	3	45	S47.4.1
新上五島町	25,039	213.93	5	0	2	54	0	54	15	15	3	0	0	0	3	12	S47.3.25
県央地域圏組合	265,145	580.91	11	2	8	57	41	16	32	277	1	3	5	0	9	268	S48.4.1
島原地域圏組合	121,017	317.06	8	2	6	108	0	108	27	82	1	0	2	0	3	79	S48.4.1
松浦地区組合	38,305	192.20	6	0	4	65	0	65	14	36	0	1	2	0	3	33	S49.8.1
消防	1,478,632	4,094.49	87	14	50	880	141	739	231	1,564	20	7	36	0	63	1,501	
計																	

(17) 救急業務実施状況

(平成19年中)

区分 消防本部名	救急業務										救急搬送			救急搬送人員												
	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	急病	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				
長崎市	19,575	19	0	11	1,609	69	2,681	79	213	11,559	2,779	15	7	485	18,225	18	0	7	1,612	69	98	2,536	68	148	10,755	2,914
佐世保市	12,752	19	0	16	1,042	72	1,711	57	202	7,707	1,676	2	0	143	11,633	17	0	10	1,040	71	105	1,628	50	121	6,895	1,696
平戸市	1,191	2	0	5	74	11	186	5	11	737	143	1	0	9	1,125	2	0	5	82	11	7	179	5	7	686	141
対馬市	1,380	2	0	2	73	12	152	6	17	923	125	0	23	40	1,307	2	0	2	81	12	5	145	6	14	877	163
杵岐市	1,390	5	0	12	65	13	219	5	13	828	140	0	0	77	1,342	5	0	7	65	13	14	212	3	7	807	209
五島市	1,562	1	0	3	92	13	227	6	17	948	182	0	1	58	1,465	1	0	2	100	12	13	218	7	9	896	207
新上五島町	531	1	0	2	22	6	64	2	6	358	41	0	0	24	500	1	0	1	20	5	4	62	2	3	341	61
県央地域 市町村圏組合	8,434	6	0	13	850	51	1,030	33	111	4,627	1,593	0	0	26	8,089	6	0	5	916	50	97	987	28	82	4,326	1,592
島原地域 市町村圏組合	4,410	2	0	4	341	24	533	12	47	2,112	1,273	2	0	21	4,275	4	0	3	379	24	38	520	8	24	1,990	1,285
松浦地域 消防組合	1,476	1	0	0	85	7	170	7	12	774	404	0	0	4	1,395	2	0	0	91	12	8	160	6	4	731	381
計 (A)	52,701	58	0	68	4,253	283	6,973	212	649	30,573	8,356	20	31	837	49,356	58	0	42	4,386	279	389	6,647	183	419	28,304	8,649
平成18年中 (B)	52,297	61	41	71	4,458	332	6,758	243	668	29,895	8,436	2	35	832	49,362	63	37	51	4,659	324	367	6,422	216	471	27,961	8,791
増減 (A)-(B)	404	-3	-41	-3	-205	-49	215	-31	-19	678	-80	18	-4	-95	-6	-5	-37	-9	-273	-45	22	225	-33	-52	343	-142

(18) 最近10年間の救急活動状況.

(単位:件、人)

区分 年中	救急現場										救急搬送															
	事故		出急		救急		搬送		その他		事故		種別		救急		搬送		人員							
	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資機材輸送	その他	計	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成10年	43	2	57	4,550	335	263	4,486	237	430	19,654	6,162	29	69	815	35,432	45	1	46	4,911	329	273	4,263	216	313	18,542	6,493
平成11年	47	13	74	4,660	385	263	4,836	262	501	21,214	6,664	26	59	778	38,067	42	9	58	5,093	374	271	4,603	243	363	20,009	7,002
平成12年	59	3	69	4,861	336	259	4,998	260	533	22,498	6,853	25	57	781	39,896	53	1	47	5,278	327	267	4,768	251	408	21,271	7,225
平成13年	47	1	72	4,739	317	340	5,380	247	528	23,377	7,155	9	73	799	41,202	39	0	65	5,167	311	340	5,140	230	379	22,052	7,479
平成14年	66	4	56	4,821	325	315	5,742	277	590	24,686	7,566	15	62	923	43,539	59	4	49	5,307	314	325	5,506	243	430	23,285	8,017
平成15年	64	8	72	4,904	293	416	6,202	251	608	26,888	8,118	9	87	882	46,663	60	6	46	5,328	283	439	5,904	228	428	25,461	8,480
平成16年	55	49	80	4,770	314	352	6,469	245	618	27,669	8,478	7	85	978	47,626	47	49	54	5,070	303	362	6,145	219	432	26,051	8,894
平成17年	73	4	81	4,622	301	338	6,550	255	701	29,728	8,456	4	71	987	49,372	71	3	61	4,888	297	341	6,220	221	467	27,919	8,884
平成18年	61	41	71	4,458	332	365	6,758	243	668	29,895	8,436	2	35	932	49,362	63	37	51	4,659	324	367	6,422	216	471	27,961	8,791
平成19年	58	0	68	4,253	283	388	6,973	212	649	30,573	8,356	20	31	837	49,356	58	0	42	4,386	279	389	6,647	183	419	28,304	8,649

## (19) 事故種別・年齢区分別搬送人員

(平成19年中、単位：人、%)

事故種別 年齢区分	急病		交通事故		一般負傷		その他		計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
新生児	36	17.3	1	0.5	6	2.9	165	79.3	208	100.0
乳幼児	1,016	57.6	121	6.9	390	22.1	237	13.4	1,764	100.0
少年	716	41.4	415	24.0	243	14.1	355	20.5	1,729	100.0
成人	9,808	54.5	2,990	16.6	1,777	9.9	3,428	19.0	18,003	100.0
老人	16,728	60.5	859	3.1	4,231	15.3	5,834	21.1	27,652	100.0
計	28,304	57.3	4,386	8.9	6,647	13.5	10,019	20.3	49,356	100.0

- ・新生児 生後28日以内の者
- ・乳幼児 生後29日以上満7歳未満
- ・少年 満7歳以上満18歳未満の者
- ・成人 満18歳以上満65歳未満の者
- ・老人 満65歳以上の者

## (20) 事故種別・傷病程度別搬送人員

(平成19年中、単位：人、%)

事故種別 傷病程度	死亡		重症		中等症		軽症		その他		計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
火災	2	3.4	9	15.5	21	36.2	26	44.8	0	0.0	58	100.0
自然災害	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
水難	17	40.5	5	11.9	8	19.0	12	28.6	0	0.0	42	100.0
交通事故	33	0.8	285	6.5	1,239	28.2	2,828	64.5	1	0.0	4,386	100.0
労働災害	3	1.1	73	26.2	117	41.9	86	30.8	0	0.0	279	100.0
運動競技	0	0.0	28	7.2	135	34.7	226	58.1	0	0.0	389	100.0
一般負傷	54	0.8	1,029	15.5	2,662	40.0	2,896	43.6	6	0.1	6,647	100.0
加害	2	1.1	7	3.8	60	32.8	114	62.3	0	0.0	183	100.0
自損行為	63	15.0	68	16.2	169	40.3	118	28.2	1	0.2	419	100.0
急病	552	2.0	3,825	13.5	14,446	51.0	9,459	33.4	22	0.1	28,304	100.0
その他	48	0.6	3,192	36.9	4,711	54.5	520	6.0	178	2.1	8,649	100.0
計	774	1.6	8,521	17.3	23,568	47.8	16,285	33.0	208	0.4	49,356	100.0

死亡：初診時において、死亡が確認されたもの

重症：傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの

中等症：傷病の程度が入院を要するもので重症に至らないもの

軽症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの

その他：医師の判断がないもの及び搬送先がその他の場所へ搬送したもの

## (21) 現場到着所要時間別出場時間

(平成19年中、単位：人、%、分)

所要時間 事故種別	3分未満		3分以上 5分未満		5分以上 10分未満		10分以上 20分未満		20分以上		計		現場到着 最短所要 時間 (分)	現場到着 最長所要 時間 (分)	現場到着 平均所要 時間 (分)
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
急病	544	1.8	3,548	11.6	16,731	54.7	9,003	29.4	747	2.4	30,573	100.0	0	63	8.5
交通事故	131	3.1	711	16.7	2,274	53.5	1,025	24.1	112	2.6	4,253	100.0	0	87	8.0
一般負傷	171	2.5	837	12.0	3,805	54.6	1,988	28.5	171	2.5	6,972	100.0	0	200	8.4
前記以外 その他	419	3.8	2,407	22.1	5,736	52.6	2,128	19.5	213	2.0	10,903	100.0	0	192	7.3
計	1,265	5.1	7,503	14.2	28,546	54.2	14,144	26.8	1,243	2.4	52,701	100.0	0	200	8.2

## (22) 收容所要時間別搬送人員

(平成19年中、単位：人、%、分)

所要時間 事故種別	10分未満		10分以上 20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 60分未満		60分以上 120分未満		120分 以上		計		收容 最短 時間 (分)	收容 最長 時間 (分)	收容 平均 時間 (分)
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
急病	52	0.2	3,115	11.0	10,181	36.0	13,801	48.8	1,127	4.0	28	0.1	28,304	100.0	3	186	32.6
交通事故	12	0.3	617	14.1	1,669	38.1	1,920	43.8	167	3.8	1	0.0	4,386	100.0	0	121	31.5
一般負傷	19	0.3	700	10.5	2,178	32.8	3,399	51.1	348	5.2	3	0.0	6,647	100.0	4	211	33.8
前記以外 その他	22	0.2	1,723	17.2	3,377	33.7	4,102	40.9	776	7.7	19	0.2	10,019	100.0	4	227	33.4
計	105	0.2	6,155	12.5	17,405	35.3	23,222	47.1	2,418	4.9	51	0.1	49,356	100.0	0	227	32.9

## (23) 平成19年度消防費にかかる基準財政需要額(千円)

団体名	基準財政需要額	団体名	基準財政需要額
長崎市	5,186,603	長与町	514,164
佐世保市	2,785,914	時津町	385,350
島原市	656,166	東彼杵町	159,401
諫早市	1,814,296	川棚町	221,708
大村市	938,291	波佐見町	224,123
平戸市	592,642	小値賀町	68,324
松浦市	454,189	江迎町	106,638
対馬市	726,139	鹿町町	99,887
壱岐市	526,535	佐々町	205,370
五島市	747,969	新上五島町	528,824
西海市	584,915	市計	16,806,885
雲仙市	856,476	町村計	2,513,789
南島原市	936,750	県計	19,320,674

## 長崎縣市町消防広域化推進協議会要綱

### (目的)

第1条 消防の体制の整備及び確立を図るため、長崎県における自主的な市町の消防の広域化の推進に関して、消防庁長官が平成18年7月12日に定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、長崎県が長崎縣市町消防広域化推進計画を定めるに当たって設置する長崎縣市町消防広域化推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員及び幹事の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び幹事の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員及び幹事は再任することができる。

### (職務)

第3条 会長は、協議会の事務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、長崎県消防保安室長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、長崎市消防局長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

7 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、長崎県消防保安室に置きその事務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別表1)

	構成員
委員	(消防本部管理者 10) 長崎市長、佐世保市長、県央地域広域市 町村圏組合管理者、島原地域広域市町村 圏組合管理者、平戸市長、松浦地区消防 組合管理者、五島市長、新上五島町長、 杵岐市長、対馬市長 (消防機関の代表(常備消防) 3) 長崎県消防長会長、同副会長 (消防機関の代表(消防団) 1) 長崎県消防協会会長 (住民代表 1) 長崎県婦人防火クラブ連絡協議会会長 (学識経験者 2) 学識経験者(防災関係者・行政関係者) (市町村代表 2) 市長会長、町村会長 (県 2) 防災危機管理監 地域振興部長
	計 21名

(別表2)

	構成員
幹事	県内10消防本部(局)消防長 長崎県消防保安室長 長崎県市町振興課長
	計 12名

長崎県市町消防広域化推進協議会委員名簿(平成21年2月6日現在)

職名	氏名	住所
長崎市長	田上 富久	
佐世保市長	朝長 則男	
県央地域広域市町村圏組合管理者	吉次 邦夫	
島原地域広域市町村圏組合管理者	横田 修一郎	
平戸市長	白濱 信	
松浦地区消防組合管理者	友廣 郁洋	
五島市長	中尾 郁子	
新上五島町長	井上 俊昭	
壱岐市長	白川 博一	
対馬市長	財部 能成	
長崎県消防長会会長	寺坂 義光	
長崎県消防長会副会長	丸山 英生	
長崎県消防長会副会長	山川 明	
長崎県消防協会会長	寺田 信雄	
長崎県婦人防火クラブ連絡協議会会長	松本 スミ子	
長崎大学名誉教授(学識経験者)	猪山 勝利	
長崎大学工学部教授(学識経験者)	高橋 和雄	
市長会会長	吉次 邦夫	
町村会会長	一瀬 政太	
防災危機管理監	古川 弘	
地域振興部長	清田 俊二	

長崎県市町消防広域化推進協議会幹事会名簿(平成21年3月4日現在)

職名	氏名	
長崎市消防局長	寺坂 義光	
佐世保市消防局長	丸山 英生	
県央地域広域市町村圏組合消防本部消防長	馬場 敏治	
島原地域広域市町村圏組合消防本部消防長	大津 一郎	
五島市消防本部消防長	江口 秀美	
平戸市消防本部消防長	松尾 茂廣	
松浦地区消防組合消防本部消防長	末永 悦二	
壱岐市消防本部消防長	山川 明	
対馬市消防本部消防長	阿比留 健	
新上五島町消防本部消防長(事務取扱)	江上 悦生	
市町振興課長	山崎 直樹	
消防保安室長	武末 和博	

## 取 組 み 経 過

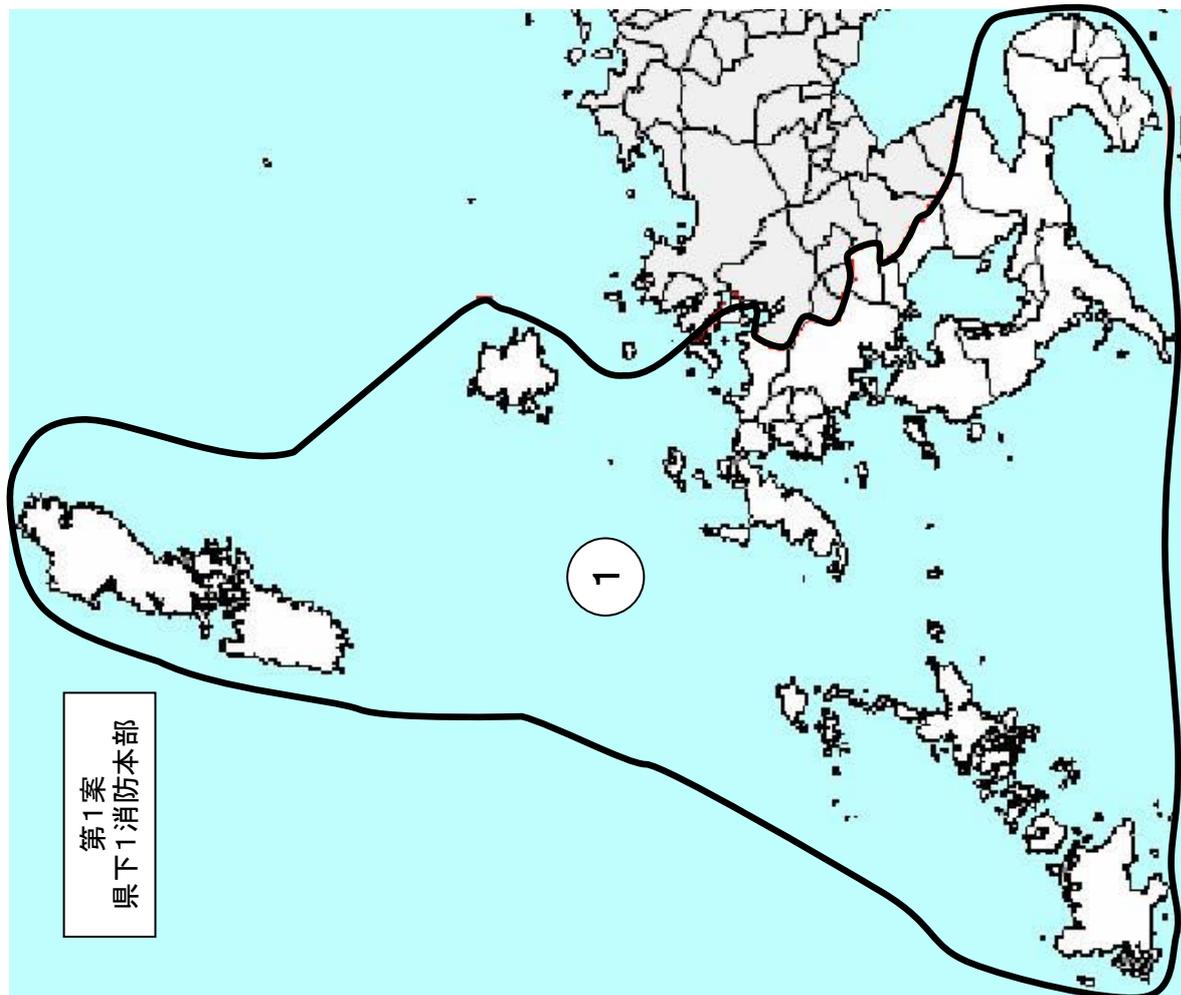
期 日	項 目	備 考
H18.11.29	第1回長崎県市町消防広域化推進協議会開催 (会長)長崎大学 猪山勝利名誉教授 (副会長)長崎大学工学部 高橋和雄教授	県市町村会館5F
H19.1.19	第1回幹事会開催	県大波止ビル3F
3.27	第2回幹事会開催	県大波止ビル7F
4.5	第3回幹事会開催	佐世保市消防局
5.24	第4回幹事会開催	県大波止ビル3F
7.27	第2回県推進協議会委員会	県市町村会館4F 特会
9.3	第5回幹事会開催	県庁新別館3F
10.3	第3回県推進協議会委員会	県市町村会館4F 特会
11.9	五島市長と協議	
11.16	雲仙市長と協議	
12.27	大村市長と協議	
H20.1.15	県央・島原広域圏組合構成市長と面談(諫早市、大村市、島原市、雲仙市、南島原市)	
1.18	佐世保市長、平戸市長、松浦市長と協議	
2.4	長崎市長と協議	
7.9	長崎市長と協議	
7.15	第6回幹事会開催	県庁会議室
9.4	諫早市長と協議	
9.8	佐世保市長と協議	
9.16	島原市長と協議	
12.19	第7回幹事会開催	県出島交流会館
H21.2.6	第4回県推進協議会委員会	諫早観光ホテル道具屋
3.4	第8回幹事会開催	県庁会議室

## 各市町長との最終協議結果

(H21.10.27 消防保安室)

期 日	協議の相手方	結果
H21.3.23	新上五島町長	県下一本部案での次の協議には参加する。
3.23	諫早市長	県下一本部案で協議を進めることを了解する。(ただし、県央・島原一本化は不可)
3.24	平戸市長	県下一本部案を了解する。(県北広域化を希望)
3.27	佐世保市長	県下一本部案での次の協議には参加する。(ただし、県北広域化案は不可)
3.30	長崎市長	県下一本部案は次の段階へのステップと考えており、その段階には参加する。本消防本部の広域化は完成している。
4. 3	島原市長	県下一本部案で協議を進めることを了解する。
4. 9	五島市長	県下一本部案での次の協議には参加する。(県の支援策を希望)
5.12	対馬市長	県下一本部案で協議を進めることを了解する。
6. 3	松浦市長	広域化の早い実現を希望する。
6. 4	壱岐市長	県下一本部案で協議を進めることを了解する。





管内人口  
面積  
職員数

:単位 人  
:単位 km<sup>2</sup>  
:単位 人

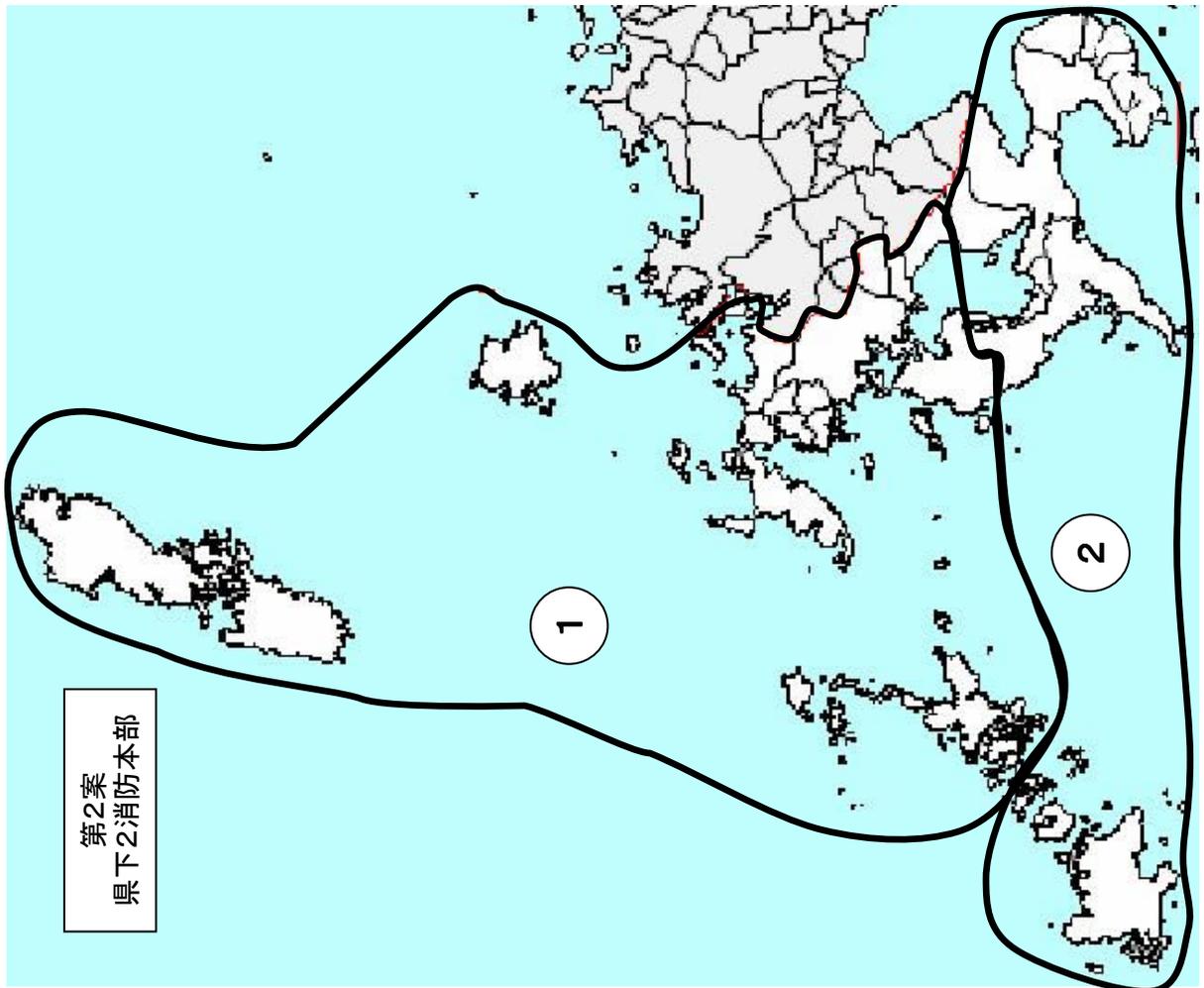
:時点  
:時点  
:時点

平成20年3月31日現在  
平成19年10月1日現在  
平成20年4月1日現在

長崎市消防局	管内人口 面積 職員数	521,179 455.88 493
佐世保市消防局	管内人口 面積 職員数	346,454 831.18 354
平戸市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,821 235.63 74
対馬市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,212 708.81 82
杵岐市消防本部	管内人口 面積 職員数	31,482 138.5 63
五島市消防本部	管内人口 面積 職員数	44,167 420.77 98
新上五島町消防本部	管内人口 面積 職員数	24,359 213.97 62
島原(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	121,369 317.11 149
県央(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	267,069 581.04 240
松浦(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	38,085 192.66 74
計	県内人口 面積 職員数	1,469,197 4,095.55 1,689

第2案 県下2消防本部

管内人口 : 単位 人 : 時点 平成20年3月31日現在  
 面積 : 単位 km<sup>2</sup> : 時点 平成19年10月1日現在  
 職員数 : 単位 人 : 時点 平成20年 4月1日現在



		①	②
長崎市消防局	管内人口 面積 職員数		521,179 456 493
佐世保市消防局	管内人口 面積 職員数	346,454 831 354	
平戸市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,821 236 74	
対馬市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,212 709 82	
吾岐市消防本部	管内人口 面積 職員数	31,482 139 63	
五島市消防本部	管内人口 面積 職員数		44,167 421 98
新上五島町消防本部	管内人口 面積 職員数	24,359 214 62	
島原(組)消防本部	管内人口 面積 職員数		121,369 317 149
県央(組)消防本部	管内人口 面積 職員数		267,069 581 240
松浦(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	38,085 193 74	
計	管内人口 面積 職員数	515,413 2,321 709	1,469,197 4,096 1,689

第3案

県下3消防本部

管内人口 : 単位 人  
 面積 : 単位 km<sup>2</sup>  
 職員数 : 単位 人

: 時点

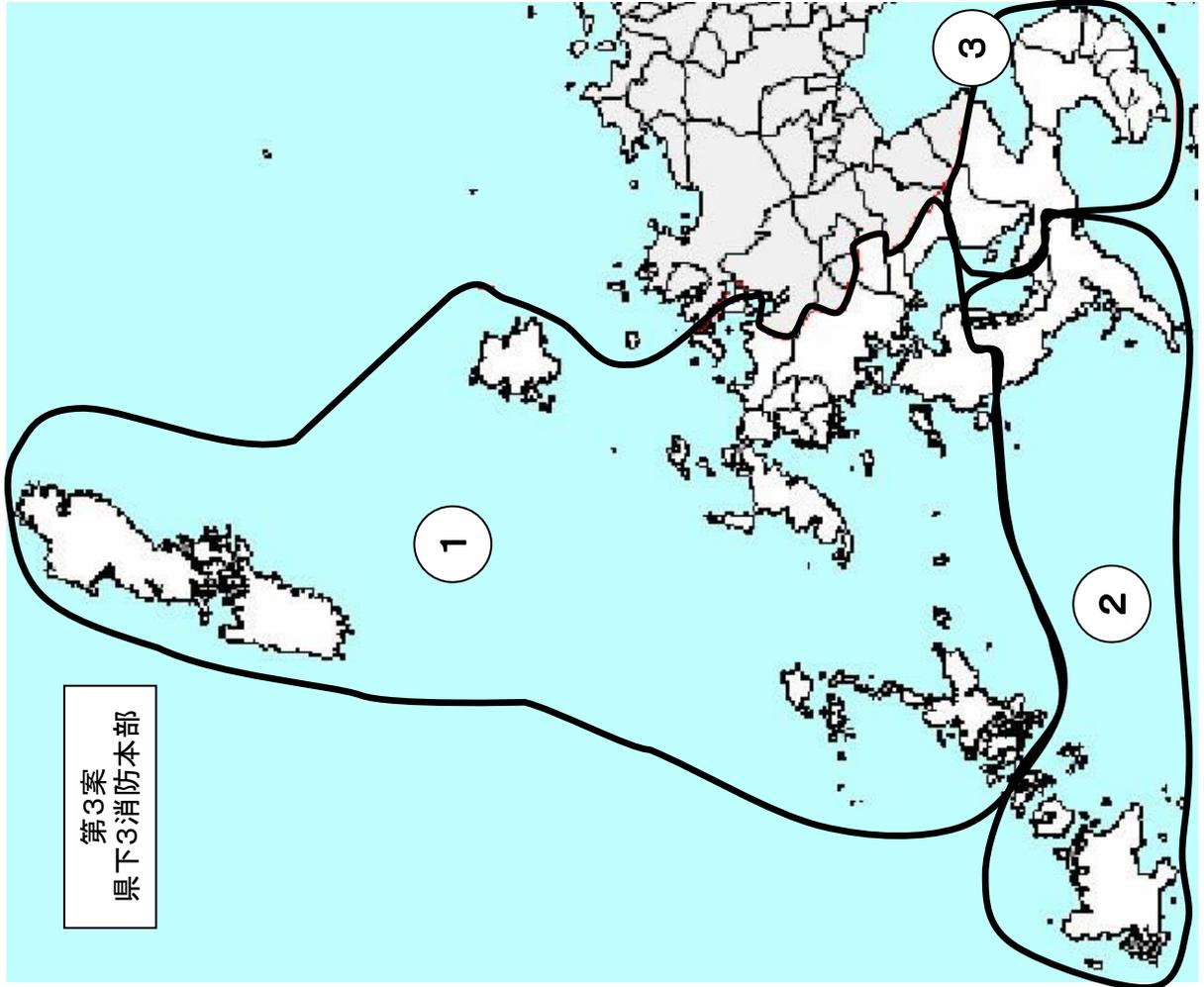
平成20年3月31日現在

: 時点

平成19年10月1日現在

: 時点

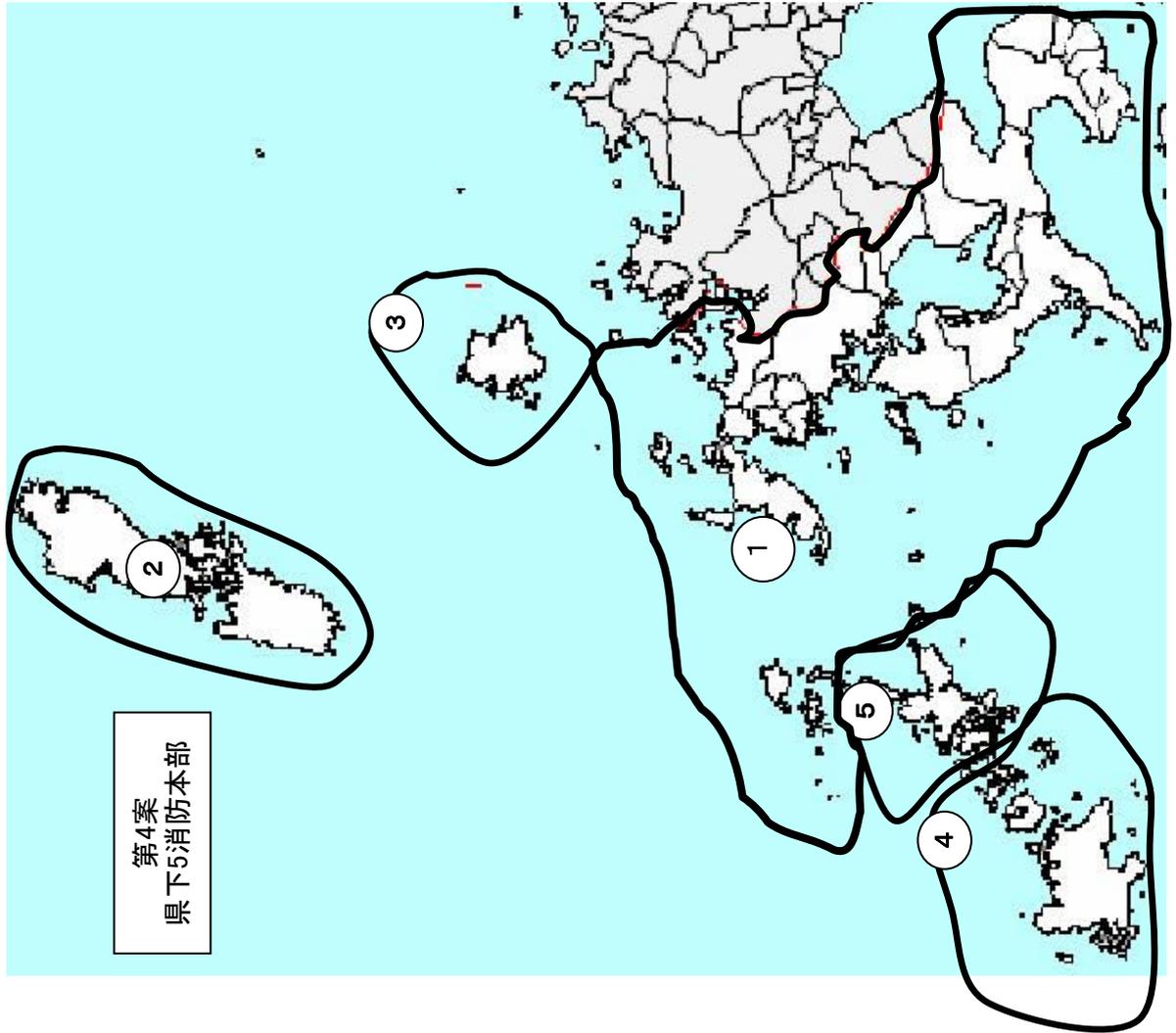
平成20年 4月1日現在



	①	②	③
長崎市消防局	管内人口 面積 職員数	521,179 455.88 493	
佐世保市消防局	管内人口 面積 職員数	346,454 831.18 354	
平戸市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,821 235.63 74	
対馬市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,212 708.81 82	
吾岐市消防本部	管内人口 面積 職員数	31,482 138.5 63	
五島市消防本部	管内人口 面積 職員数	44,167 420.77 98	
新上五島町消防本部	管内人口 面積 職員数	24,359 213.97 62	
島原(組)消防本部	管内人口 面積 職員数		121,369 317.11 149
県央(組)消防本部	管内人口 面積 職員数		267,069 581.04 240
松浦(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	38,085 192.66 74	
計	管内人口 面積 職員数	515,413 2,320.75 709	1,469,197 4,096 1,689

第4案

県下5消防本部案

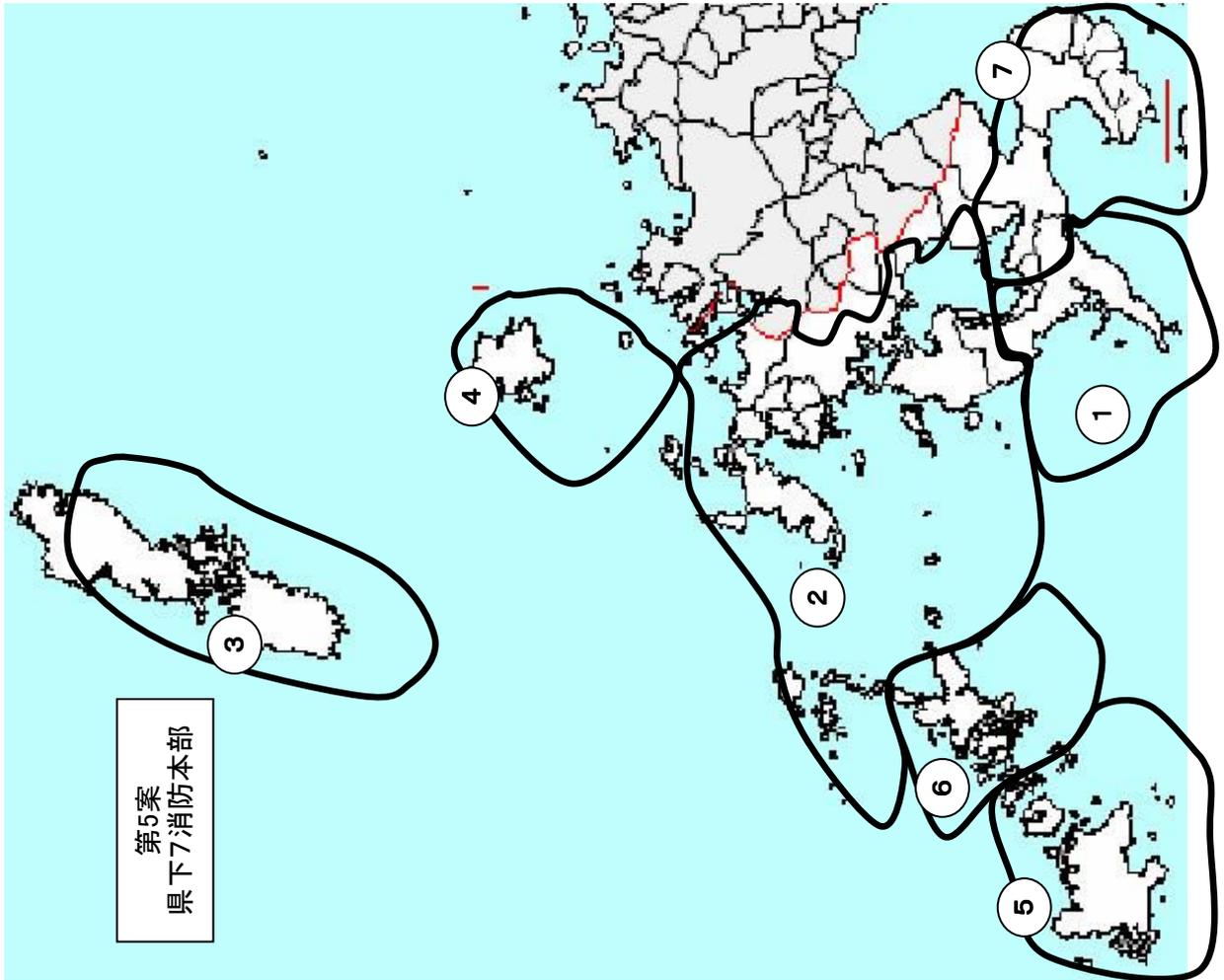


管内人口 : 単位 : 単位 : 時点 : 時点 : 時点 : 平成20年3月31日現在  
 面積 : 単位 : 単位 : 時点 : 時点 : 時点 : 平成19年10月1日現在  
 職員数 : 単位 : 単位 : 時点 : 時点 : 時点 : 平成20年4月1日現在

長崎市消防局	管内人口 面積 職員数	521,179 456 493		1,331,977 2,614 1,384
佐世保市消防局	管内人口 面積 職員数	346,454 831 354	1	
平戸市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,821 236 74		
島原(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	121,369 317 149		
県央(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	267,069 581 240		
松浦(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	38,085 193 74		
対馬市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,212 709 82	2	37,212 709 82
壱岐市消防本部	管内人口 面積 職員数	31,482 139 63	3	31,482 139 63
五島市消防本部	管内人口 面積 職員数	44,167 421 98	4	44,167 421 98
新上五島町消防本部	管内人口 面積 職員数	24,359 214 62	5	24,359 214 62
計	管内人口 面積 職員数	1,469,197 4,096 1,689		1,469,197 4,096 1,689

第5案

県下7本部  
本土は30万人以上、各離島



管内人口 : 単位 人  
面積 : 単位 km<sup>2</sup>  
職員数 : 単位 人

: 時点 平成20年3月31日現在  
: 時点 平成19年10月1日現在  
: 時点 平成20年 4月1日現在

長崎市消防局	管内人口 面積 職員数	521,179 456 493	①	521,179 456 493
佐世保市消防局	管内人口 面積 職員数	346,454 831 354		422,360 1,260 502
平戸市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,821 236 74	②	
松浦(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	38,085 193 74		
対馬市消防本部	管内人口 面積 職員数	37,212 709 82	③	37,212 709 82
老岐市消防本部	管内人口 面積 職員数	31,482 139 63	④	31,482 139 63
五島市消防本部	管内人口 面積 職員数	44,167 421 98	⑤	44,167 421 98
新上五島町消防本部	管内人口 面積 職員数	24,359 214 62	⑥	24,359 214 62
島原(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	121,369 317 149	⑦	388,438 898 389
県央(組)消防本部	管内人口 面積 職員数	267,069 581 240		
計	管内人口 面積 職員数	1,469,197 4,096 1,689		1,469,197 4,096 1,689